

双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付要綱

令和4年8月30日

第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進することを目的として、住宅用太陽光発電設備等（以下「補助対象機器」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和41年双葉町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難指示解除区域 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長からの指示により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第5項の規定に基づく避難指示が解除された区域をいう。
- (2) 特定復興再生拠点区域 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第1項の規定に基づく特定復興再生拠点区域をいう。
- (3) 住宅等 双葉町内の避難指示解除区域又は特定復興再生拠点区域に属する住家及びこれに付随する建物並びにその所在する敷地をいう。

(補助対象機器)

第3条 補助対象機器は、次の各号に掲げるものとし、その要件は別表第1に定めるところによるものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電システム」という。）
- (2) 住宅用蓄電池システム（以下「蓄電池」という。）
- (3) 電気自動車充電設備（以下「V2Hシステム」という。）

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた補助対象機器については、補助対象外とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、自らが居住する又は居住しようとする住宅等（店舗等との併用住宅等を含む。）に補助対象機器を設置し、電力会社と電力需給契約を締結する者とする。ただし、町税等に滞納がある者を除く。

(補助対象住宅)

第5条 補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げる区分に応じた期間に補助対象機器を設置した住宅とする。

(1) 避難指示解除区域 令和2年3月4日以降及び令和4年8月30日以降

(2) 特定復興再生拠点区域 平成29年9月15日以降

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2に定める額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象機器を設置しようとする住宅の位置図

(2) 補助対象機器の設置に要する費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し

(3) 設置する補助対象機器の仕様がわかる書類

(4) 町税等の未納がないことを証する書類

(5) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、規則第5条の規定により交付を決定する場合は、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(計画変更の承認申請)

第9条 補助対象者は、第7条の補助金交付申請書の内容を変更する場合又は補助対象機器設置を中止しようとするときは、速やかに双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の実施が困難になった場合は、当該年度の2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(計画変更の決定)

第10条 町長は、前条の計画変更の承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続を経て、変更交付又は中止の決定を、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金変更・中止決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(補助金の交付の取消し)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が提出した書類に偽りその他不正があったと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ

る。

2 前項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定後においても適用するものとする。

3 前2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該補助金の交付決定を受けた者に対して、双葉町住宅用太陽光発電設備等支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助対象事業が完了した場合は、規則第13条の規定による実績報告を双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金実績報告書(様式第6号)により、交付決定の日が属する年度の3月20日までに、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置に係る領収書の写し
- (2) 電力需給契約確認書の写し
- (3) 補助対象機器設置箇所の施工前後の現場写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、これを審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、規則第14条の規定により補助金の交付額を確定し、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付額確定通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(確認)

第16条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があると認めたときは、補助対象事業の状況について、施工の現場における確認を行うことができる。

(財産の処分の申請)

第17条 補助対象者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入補助金処分承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 太陽光発電システム 設置の日から5年以内の処分

(2) 蓄電池 設置の日から5年以内の処分

(3) V2Hシステム 設置の日から5年以内の処分

(財産の処分の確定通知)

第18条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認（不承認）を決定したときは、当該申請をした者に対して、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金処分承認（不承認）決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(データ等の提供要請)

第19条 町長は、補助金対象者に対し、補助対象機器の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

(台帳の整備)

第20条 町長は、この要綱による補助金の交付状況について、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付台帳を整備しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年9月15日から適用する。

別表第1（第3条関係）

対象機器	要件
太陽光発電システム	以下の要件を全て満たすもの (1) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、パワーコンディショナ（インバータ又は保護装置）、交流側開閉器等で構成されたもの (2) 申請する建物の敷地内に自家消費の用途（直接又は蓄電池を経由し、住宅の居住部又はV2Hシステムを通じて電気自動車においてのみ使用されているもの）で設置するもの (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のものであること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であるもの (4) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナが未使用品であるもの

蓄電池	以下の要件を全て満たすもの (1) 定置用のリチウムイオン蓄電池で、公称最大蓄電容量が1 kWh 以上のもの (2) 蓄電池に加え、インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を加えたシステムとして一体的に構成されているもの (3) 蓄電池から供給される電力が、住宅の居住部又はV2Hシステムを通じて電気自動車においてのみ使用されているもの (4) 未使用品であるもの
V2Hシステム	以下の要件を全て満たすもの (1) V2Hシステムを介して電気自動車等から供給される電力が、住居で消費されているもの (2) 経済産業省及び環境省の補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの、又は一般社団法人 CHAdeMO 協議会の認証を受けているもの (3) 未使用品であるもの

別表第2（第6条関係）

対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	(1) 1 kW あたり4万円に、設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位はkWで表示するものとし、小数点以下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値）を乗じて得た額。 (2) 補助対象となる公称最大出力値の上限は4 kW とし、上限額は16万円とする。
蓄電池	(1) 1 kWh 当たり4万円に、設置する蓄電池の公称最大蓄電容量の合計値（単位は kWh で表示するものとし、小数点以下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値）を乗じて得た額。 (2) 補助対象となる公称最大蓄電容量の上限は5 kWh とし、上限額は20万円とする。
V2Hシステム	購入設置に要する額の2分の1の額。ただし、10万円を上限とする。